

農地法初任者研修のご案内

新しく農業委員会事務局のご担当になられた方や会計年度任用職員の方などを対象に農地法初任者研修会を開催します（もちろん初任者以外の方でも参加OKです）

少しは慣れたけど、まだわからないことだらけ・・・

「基本的なことだから聞くのが恥ずかしい」・「何を質問したらいいのかもわからない」 対面で少人数の研修なので、そんな心配は要りません。

気軽に参加してみてください。

なお、参考としてテキストの一部を添付します。

日時：令和8年6月30日（火）10：30～15：30

場所：まちづくり市民交流プラザ 南館3階 会議室A
（広島市中区袋町6番36号）

説明者：特定非営利活動法人

がんばる農家のパートナー理事 橋本 義彦

資料代：5,000円（現金又は後日振込）

申込期限：令和8年6月23日（火）

申込方法：当法人ホームページから申込をお願いします。

<https://ganbaru-partner.com/>

問い合わせ先：info@ganbaru-partner.com

又は090-3633-2798

農業委員会事務局職員のための 業務入門（R8年度版）

農地法関係



特定非営利活動法人ががんばる農家のパートナー

農地と採草放牧地

農地法においては、その土地が「農地」と「採草放牧地」に該当するかどうかということが大きく影響します。

「農地」とは、「耕作の目的に供される土地」とされています。（農地法第2条第1項）

この場合の「耕作」とは、土地に労働及び資本を投じ、肥培管理を行って作物を栽培することをいいます。また、「肥培管理」とは、作物の生育を助けるための農作業一般をいい、肥培管理といっても必ずしも施肥が要件になっているわけではありません。

従って、果樹園、牧草栽培地、苗圃、わさび田、はす池、土地を管理して筍を採取している場合等も肥培管理が行われてれば「農地」ということになります。

農地と採草放牧地

「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていないけれども耕作しようとするればいつでも耕作できるような、客観的にみてその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地（例えば、休耕地、不耕作地等）も含まれます。

農地であるかどうかは、その土地の現況によって区分するものであって、土地登記簿の地目によって区分するものではありません（所有者の取得目的や将来の使用目的は、その土地の事実実態を客観的に判断する場合の一つの参考資料にすぎません）。

農地と採草放牧地

「採草放牧地」とは、「農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの」をいいます。

林木育成の目的に供されている土地が併せて採草放牧の目的に供されており、そのいずれが主であるかの判定が困難な場合には、樹冠の疎密度が0.3以下の土地は主として採草放牧の目的に供していると判断されます。

「農地以外の土地」であるから農地法上の「農地」に該当すれば「採草放牧地」ではありません。

例えば、牧草を肥培管理して栽培している土地は、主として養畜のための採草の目的に供される土地であるが、農地法上は、農地であって採草放牧地ではありません。

なお、農業委員会が（後述する）「非農地」判断した場合は、農地法上の「農地」から外れることとなります。

施設園芸農地等の取り扱い

農地第581号
平成14年3月13日

農林水産省経営局
構造改善課長 殿

神奈川県環境農政部長

施設園芸用地等の取扱いについて(照会)

最近、県下各地において、農地に温室等を設置し、花き、野菜等の作物が盛んに栽培されています。これらの中には直接地面を耕作しない栽培形態も多数採り入れられ、これらの用地や栽培に必要な設備を設置する用地の取扱いについて、租税特別措置法に規定する相続税・贈与税の・[税猶予制度の適用に関連し、農地法上の農地の判断につき下記事項に疑問がありますので、御教示願います。

記

- 1 農地に形質変更を加えず、棚、農作物の栽培用資材等を設置して農作物の栽培を行っている土地
農地をコンクリートで地固めする等の形質変更を加えることなく、次に掲げる利用形態により、農作物の栽培の用に供されている場合には、引き続き農地として取り扱ってよろしいか。
 - ① 農地に鉢、ポット等を置くための棚等を設置し、農作物を栽培する場合
 - ② 農地をシート等で被覆し、農作物を栽培する場合

- 2 その農地の農作物の栽培のために設置することが必要不可欠な通路等の用地
その農地における農作業上必要な通路及び進入路、堆肥・養土置き場、温室等における栽培に必要なボイラー、重油タンク、液肥調整用タンク等を設置する場合(これらの設置に必要な舗装が施されている場合を含む)については、当該土地全体を農地として取り扱ってよろしいか。

施設園芸農地等の取り扱い

13経営第6953号
平成14年4月1日

神奈川県環境農政部長 殿

農林水産省経営局構造改善課長

施設園芸用地等の取扱いについて(回答)

平成14年3月13日付け農地第581号をもって照会のあったことについて、下記のとおり回答します。

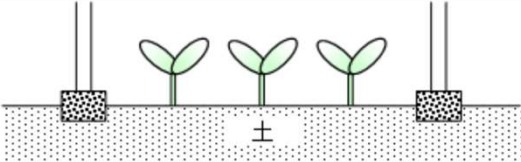
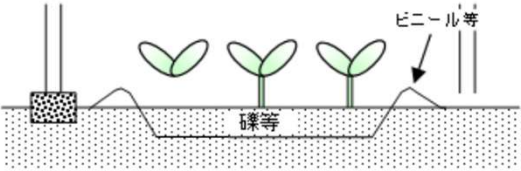
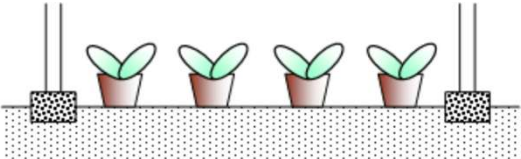
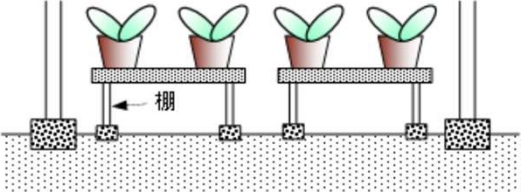
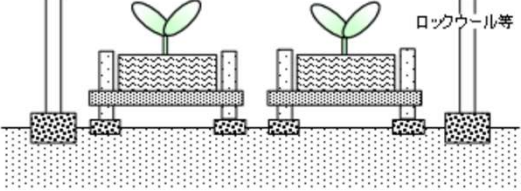
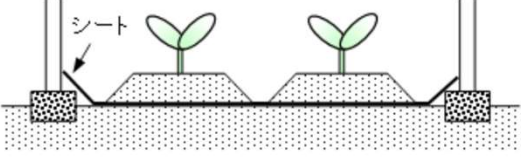
記

- 1 農地に形質変更を加えず、棚、農作物の栽培用資材等を設置して農作物の栽培を行っている土地(別紙1参照)
農地に形質変更を加えず、棚の設置やシートの敷設など、いつでも農地を耕作できる状態を保ったまま、その棚やシートの上で農作物を栽培している土地は、引き続き農地法上の農地として取り扱って差し支えない。
なお、農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない。(ただし、2に該当するものを除く。)
- 2 その農地の農作物の栽培のために設置することが必要不可欠な通路等の用地(別紙2参照)
その農地の農作物の栽培のため、その農地に通路、進入路、機械・設備等を設置している用地部分は、当該部分が農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、その農地から独立して他用途への利用または取引の対象となり得ると認められるものでないときは、当該部分も含めて全体を農地として取り扱って差し支えない。

施設園芸農地等の取り扱い

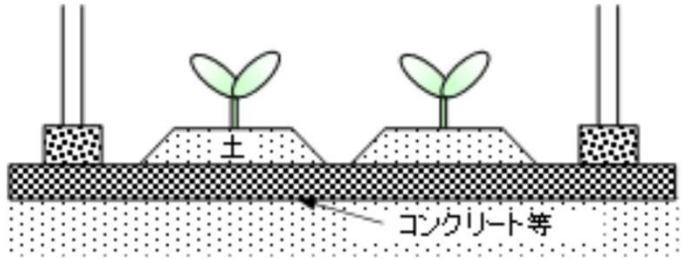
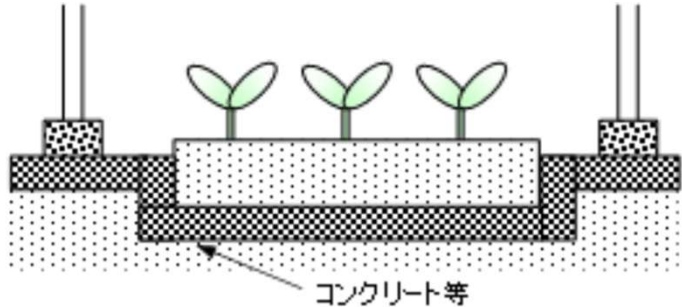
(別紙1)

1 農地にあたるもの

説 明	概 念 図
<p>(例)</p> <p>ア 温室等を建築した場合でも、その敷地を直接耕作の目的に利用し、農作物を栽培している場合</p>	
<p>イ ビニール等比較的簡易な資材を敷設し、砂、礫等を入れて礫耕栽培等を行っている場合のように、土地と一体をなすとられるような状態で農作物を栽培している場合</p>	
<p>ウ 農地の形質変更行為を行わずに、鉢、ビニールポット、水耕栽培等を行う場合（簡易な柵の設置、シート等の敷設等を行って栽培を行う場合を含む。）</p>	
	
	
	

施設園芸農地等の取り扱い

2 農地にあたらしないもの

説 明	概 念 図
<p>(例)</p> <p>ア 農業用施設の敷設をコンクリート等で地固めする場合</p>	 <p>The diagram shows a cross-section of a facility. A thick, dotted layer labeled 'コンクリート等' (concrete, etc.) is laid on the ground. On top of this layer, there are two mounds of soil labeled '土' (soil). Each mound has a small green seedling growing from it. On either side of the mounds, there are vertical pipes or stakes.</p>
<p>イ コンクリート等を敷地に埋設する場合</p>	 <p>The diagram shows a cross-section of a facility. A thick, dotted layer labeled 'コンクリート等' (concrete, etc.) is embedded into the ground. On top of this layer, there are three small green seedlings growing. On either side of the concrete base, there are vertical pipes or stakes.</p>

施設園芸農地等の取り扱い

(別紙2)

- 1 その農地の農作物の栽培のために必要不可欠な通路等
(全体を農地として取り扱うもの)

説 明	概 念 図
<p>(例)</p> <p>ア その農地における農作業上必要な舗装された通路及び進入路</p> <p>イ その農地における農作物の栽培に用いる堆肥・用土の置き場</p> <p>ウ 温室等における農作物の栽培のために通常必要不可欠な機材・設備の設置場所</p> <p>注：当該部分はその農地の農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象とならないもの</p>	

施設園芸農地等の取り扱い

説 明	概 念 図
<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地と認められない部分 <p>ア その農地における農作物の栽培に通常必要と認められる規模を超える機材・設備の用地</p> <p>イ 事務所、倉庫、直売所等農産物の栽培に通常必要不可欠といえないもの</p> <p>ウ これらら附帯する土地</p> <p>注：これらの部分は、その農地の農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる。</p>	